

アジア諸国と人権（その七）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前二回に引き続き、今回も中国の人権状況について考
えますが、ちょっと話題を変えて「宗教」を取り上げる
ことにしましょう。

「宗教はアヘンであると断じたマルクスに倣い、一九
四九年に共産主義政権として発足した中華人民共和国政
府は当初から、宗教団体の活動や個人の信仰行為を厳し
く制限してきました。「共産主義社会の実現のために、
宗教は人間の精神活動にとって有害であり、消滅すべき
ものである」というのが、その背後にある考え方です。
そのため、既存の寺院や教会は国家に接収され、工場、
学校、軍事施設、娯楽施設に転換されました。ある意味

た。法輪功はもともと、一九九二年に李洪志という人が
始めた気功を用いる一種の瞑想修養法であって、政治運
動とは無縁です。ただし、改革・開放路線の進展につれ
て貧富の差が拡大し、保健医療の恩恵にあずかれない人
びとが病氣予防のため気功を実践するようになって、法
輪功の影響が急速に広がりました。とくに一九九九年、
法輪功に対する批判的な報道に抗議して、政府要人の住
む「中南海」の周辺に一人もの信者が、秘密警察の監
視の目をくぐって集結した事件は、当局の恐怖を惹き起
こしました。さらに共産党の幹部や要人の家族のなかに
も法輪功の信者がいた事實は、政権側の警戒心を煽り、
ついに法輪功を邪教かつ非合法組織と認定して、弾圧が
開始されたのです。私が委員を務めている規約人権委員
会でも、法輪功がアイルランドで集会を計画した際に、
中国の働きかけにより、アイルランドが信者の入国を制
限する措置をとったことが、集会の自由に対する同国の
違法な干渉ではないか、が問題となったことがあります。
いずれにせよ、二〇〇四年に公布され翌年に施行され
た「宗教事務条例」によれば、公認された五種の宗教の

で宗教一致のラマ教文化に支えられてきたチベットに対
する北京政府の干渉下に、ダライ・ラマ一四世がインド
へ亡命し、漢民族の進出によってチベット社会が大きく
様変わりしつつある現象も、そうした政策を示すもので
しょう。この傾向は、文化大革命中にさらに増幅され、
宗教のみならず知識人一般が、封建的残滓として紅衛
兵の攻撃の対象となりました。寺院、仏像、経典に加え
て、孔子廟までもかれらに破壊されたのです。かくして
宗教活動は、地下へ潜らざるをえなくなりました。

しかし、この傾向は一九七九年に始まる改革・開放路
線のもとで、大きく変化しました。それまでの「信仰し
ない自由」に対して、「信仰する自由」が前面に押し出
され、宗教は「抑圧される対象から管理される対象へ
と変わりました。この管理体制のもとで許される宗教組
織は、仏教、道教、回教（イスラム教）、天主教（カト
リック）、基督教（プロテスタント）の五種とされ、個
人の信仰行為に対する制約も緩和されました。

ところが、こうした緩和政策を背景に法輪功が民衆
のあいだに浸透して大きな社会的勢力となっていきました。
「自由は保障されますが、各宗教は「憲法以下の法令を
守り、国家の統一と民族の団結を阻害しない」ことを義
務づけられています。また、いかなる組織や個人も、宗
教を利用して社会の秩序を乱したり、公共の利益を害し
てはならないこととされています。実は、中国で天主教
（カトリック）が宗教活動を認められているといっても、
公認されている組織は「中国カトリック愛国会」だけで
す。しかも、愛国会の司教は、中国政府の承認のもとに
同会が叙階した人たちであって、カトリック本山のバチ
カンから叙階された人たちとは限りません。もともと、
バチカンから叙階された司教のなかには、カトリック布
教のために敢えて愛国会の活動に協力している人もいる
そうです。しかし、バチカンから叙階されても中国政府
に承認されていない司教は結局、地下活動をせざるをえ
ないのです。

政治と宗教との関係は、いつの時代にもいずれの国家
においても、難しい問題ですが、共産主義政権下の中国
における宗教について考える場合には、以上のような事
実を直視することが肝要です。